主

本件特別抗告を棄却する。

理 由

申立人 A の特別抗告理由(後記)について

本件特別抗告理由一は、判例違反をいうが、原決定が「同検察官(B)が職権を 濫用してまでCを調室に不法に監禁する意思を有していたものとは認め難く、」云 々と判示したのは、同検察官に不法監禁の犯意がない旨を判示したものであること が判文上明らかであるから、所論判例と相反する判断をしたとは認められない。

同二は、違憲をいうが、原決定の判示に副わない事実を前提とする主張であるから採用できない。

よつて、本件特別抗告は理由がないから、刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年一二月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	本	村	善ス	想
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	<b>/</b> ]\	林	俊	Ξ
裁判官	垂	水	克	己